

なくそう差別 守ろう人権

みんなの21世紀

令和6年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



ゆめっこ認定こども園 みやわき 宮脇 せな 成那 さん



浜坂南小学校2年 おかだ 岡田 りな 莉那 さん



浜坂北小学校5年 といはた 問端 きこ 希心 さん



浜坂中学校3年 わきもと 脇本 ゆいこ 結子 さん



新温泉町の人権施策

新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的は「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(人権啓発推進委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(以下略)

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、性的指向、性同一障がい者などのあらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的、町及び町民の責務などを踏まえ、行政はもとより町民自ら、人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに向け積極的に取組まなければならない。

基 本 姿 勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言にあたる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

令和6年5月30日（木）に今年度の人権啓発指導員を対象にした研修会を新温泉町文化会館にて開催しました。

本年度の学習テーマは「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」、啓発ビデオは「大切なひと」（令和5年度作成 兵庫県人権啓発ビデオ）を視聴しました。

その後、講師としてお招きした鳥取市人権情報センター主任研究員の田川朋博さんのお話を聞きました。

＜啓発ビデオの内容＞

現代社会におけるインターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見表明することができるのが特徴です。

一方で、インターネット上では他者からの評価が自身の評価と誤認し、部落差別・外国人差別といった偏見や差別を助長するような情報を発信する行為が見られます。ときに投稿者自身も、第三者から誹謗中傷を受けることがあり、現在深刻な人権問題となっています。

インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した許されない行為であると気づく大切さ、差別されている当事者が訴え続けるという負担を強いる社会構造の実態について理解するとともに、差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現を目指すことを目的としてこのドラマは制作されています。



＜田川朋博さんの講話内容＞

「区別」と「差別」のちがいは何でしょう？「区別」とは、ちがいによって分けること。また、そのちがひ。例えば兵庫県人と鳥取県人、髪が長い人と髪が短い人など。

「差別」とはなんでしょう。「差別」とは、区別に優劣や上下関係、尊卑などの価値づけを行い、その価値づけによって、社会的な待遇や個人的な関係において公正でない取扱いをすることであり、「差別」とは、〇〇を理由に人権と自由の享有と行使を妨げ、害するものと言える。

「部落差別」とは、被差別部落に居住する人、そこにルーツのある人に対して、日常生活や結婚、就職などの場面において、現在もお差別されているという現代の差別問題である。

目で見て分かるわけではない。本当にそこにルーツがあるのかどうかに関わらず、そうレッテルを張ってしまえば誰でも差別を受ける可能性がある。誰にどのようにレッテルを張るかは差別する人（世間の人）次第であり、自分が差別される対象になるかもしれない。

インターネットの特徴は、①誰でも投稿ができる②名乗らずに投稿ができる③転載と保存が容易④ネットワークは世界規模などがある。そうすると、モラルが下がり、差別的な書き込みが行われやすい。書き込みが拡散すると削除が困難になり、被害の救済が難しい。

今、インターネットによる人権侵害が多発している。インターネット上の部落差別がある。全国の被差別部落の地名をインターネットで公表し、全国各地の被差別部落の街並みを撮影して「部落探訪」と題して投稿、地名や個人宅、車のナンバーや墓石などがインターネットにさらされるといったことが問題になっている。

2021（令和3）年東京地裁一審判決では、現住所や本籍地の公開はプライバシーの侵害に当たるとして、リストの公開禁止と出版の差し止め、損害賠償を命じた。「差別されない権利」を法的に保護された権利として認めた。

2023（令和5）年東京高裁判決では、「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間として尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送る人格的な利益を有する」として「差別されない権利」の侵害を初めて認めた。

インターネットでさらす行為は、差別する意図があるうがなかるうが、さらされた側はその行為により大きな傷を受ける。つまり、意図せずに行った行動が差別になってしまうことがある。そして、情報を見た側は、間違った知識を植え付けられ、そのことに対する知識がないため、差別に加担してしまう場合がある。

正しい知識や感性を身につけるために必要なことは何か？ 答えは「学ぶこと」である。

何を学ぶのか？ それは、インターネットの使い方を学び、個人の人権課題について学ぶことである。何が差別に当たるのか、どこに差別があるのかなどについて学ぶことが最も大切なことだと私は考える。



各地区・団体人権学習会

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、性的少数者、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各地区住民、各種団体、町職員を対象にした人権学習会を年間延べ50回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」、啓発ビデオは兵庫県人権啓発ビデオ「大切なひと」を使用しました。

各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内25会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



三尾地区人権学習会（8／17）

各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



民生・児童委員（浜坂地区）
人権学習会（8／9）

町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和6年度は6日間、のべ12会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する時間帯での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会（10／10）

住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、町民を対象とした住民交流学習会を6月から10月にかけて毎月1回（年5回）開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名以上の方々が学んでいます。

人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

第1回人権講座

開催日：令和6年6月26日（水）

テーマ：無自覚の差別

DVD「言葉があるから」

人権啓発指導員：山崎 香苗さん



（啓発DVDの内容）

「人権」は日常の何気ない人と人との関係性の中にもあります。しかしながら、普段そのことを当たり前のよう理解しているつもりでも、家族や友人、同僚などの近くて親しい関係性においては、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまふことがあります。

あからさまな差別表現でなくとも、無自覚に相手の尊厳を傷つけている言動のことを指す「マイクロアグレッション（小さな攻撃性）」その言動の背景には、国籍や人種、性別、性的指向など、特定の属性の人たちへの軽視や偏見が隠れていることがあります。

自覚なく加害者にならないために…。属性にとらわれずに、ありのままのその人と向き合うことの大切さを、このドラマは描いています。

（山崎香苗指導員の講話内容）

DVD視聴の前に、お手元の「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）セルフチェック」をしてください。後ほど、詳細は説明します。

今ご覧いただいたDVDの内容は『無自覚の差別「マイクロアグレッション」』でした。「マイクロ」とは「小さい」、「アグレッション」とは「他者への攻撃」という意味です。

無意識の偏見や差別によって生まれた悪意のない些細な発言が誰かを傷つける、たとえ相手を傷つけるつもりはなく、むしろ褒めようとして行われた行為であっても、細い針金でチクッと刺した様な痛みやダメージを与える行為になることもあります。DVDの中で、花屋のお母さんが、韓国人の青年に対して『日本語上手』と言っていた。これは、韓国人だから日本語が上手なわけがないという固定観念から発した言葉かもしれません。

別の場面では、『韓国人男性はロマンチストだからあなたもそうでしょう』『日本人女性は優しいから千花さんもそうでしょう』という言葉がありました。韓国人男性すべてがロマンチストであるはずもなく、日本人女性すべての人が優しいわけではないはずです。どちらの場面でも、その人が持つ固定観念や決めつけから、無意識のうちに相手を傷つけている場合があります。

また、会社の中で若い女性社員が結婚報告をしたとき、離婚した経験のある女性から『若いのにもったいない』『焦る必要はない』『よく考えてみて』などと声掛けがありましたが、これについても若くで結婚すると失敗する、経験が足りないうちに決めるのはよくないというような思い込みや決めつけがあるから発せられた言葉ではないでしょうか。自分の人生経験の中でできあがった固定観念を押し付けている言葉だと思います。また、若い男性に対して『彼女いないの？』『結婚は？』などと聞くことは、若い男性には彼女がいるもので、結婚するのが当たり前のような固定観念からでた言葉でしょう。いずれの場合にも当てはまることは、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見・無意識の思い込み）を押し付けていることです。

ここで、最初に行ったチェックシートの奇数番号の合計点と偶数番号の合計点を計算してください。

奇数番号の合計点が35点以上の方は、人を見かけや職業、性別、人種などで判断しがちかもしれません。普段から容姿や職業、所属しているグループなどの印象で相手を判断せず、目の前にいる一人ひとりを理解しようとする姿勢を持つようにしましょう。

偶数番号の合計点が35点以下だった方は、「べき」ととらわれて自分や他人を攻撃してしまうかもしれません。一人ひとりの価値観や生き方を「良い・悪い」で判断することなく受け止めることに心掛けましょう。ここでクイズを出します。

『大型トラックがある男性とその息子をひいた。父親と息子は救急車で別々の病院に運ばれた。彼の息子が運ばれた病院で、病院の外科医がその息子を見て「これは私の息子だ」と叫んだ』

こんなことがあるのでしょうか？少しの時間考えてみてください。

このような無意識の偏見・思い込みは、誰もが日頃の生活の中でやっているかもしれません。大切なことは「気づくこと」です。問題について「学びながら自覚的になる」ことが差別のない社会の一步につながるのです。自覚することで反省する。この繰り返しが自分を成長させることだと考えます。

今日視聴したDVDには『言葉があるから・・・』の題名がつけられています。言葉には人に喜びを与える力があり、逆に人を傷つける力も備えている。相手を尊重し、偏見や先入観を捨てて、一個人として接することの重要性を訴えていたDVDであったように思います。（クイズの解答：外科医は息子の母親でした）

第2回人権講座

開催日：令和6年7月24日（水）

テーマ：ハラスメント

DVD「無意識の偏見」

人権啓発指導員：塩出 武さん



（啓発DVDの内容）

「アンコンシャス・バイアス」とは、無意識の偏見や思い込みのことで、日常の何気ない言動の中にも表れ、職場ではハラスメントにつながってしまうこともあります。しかも、アンコンシャス・バイアスは誰もが持っていて、完全になくせるものではありません。大切なことは「自分にもアンコンシャス・バイアスがあるはず」と意識してコミュニケーションを行うことです。

このDVDは、登場人物の視点や立場が変化する構成によって、無意識の偏見を見える化し、どのようにバイアスと向き合っていくかを自分のこととして考えることができる内容になっています。自覚なくハラスメントの加害者にならないために、日頃のコミュニケーションを見直すきっかけにもなる作品になっています。

（塩出武指導員の講話内容）

「アンコンシャス・バイアス」とは、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のことです。自分ではゆがみや偏りがあるとは認識していないので、自制することが困難であり「無意識の偏見」とも呼ばれています。

しかし「アンコンシャス・バイアス」があることは決して悪いことではありません。問題は、偏った思い込みによる無意識の「押しつけ」や「決めつけ」が人間関係や組織の運営に悪影響を及ぼしていくことです。

特に職場においては、ハラスメントに発展したり、モチベーションの低下を招いたり、女性活躍の阻害につながる可能性があります。

「ステレオタイプ」という言葉があります。それは、人の持っている属性（性別・人種・年齢・血液型・学歴など）に関連付けて、先入観や固定観念でその人のことを勝手に決めつけてしまうという偏りです。その人の個性を無視して、属性や経歴にだけにとらわれて判断すると、誤った決断や失礼なコミュニケーションにつながることもなります。特に、性別に関する「ステレオタイプ」は、セクハラにつながりやすいです。

つまり、属性で人を決めつけるのではなく、その人自身ときちんと向き合い、個性をとらえようとするのが重要なことといえます。

偏った言動に気づいた時の対応は、その気づきを相手に伝えることです。伝えればその人の認識が変わるきっかけになるし、職場にもその人自身にも有益です。「気づきの共有」はよりよい職場の実現につながります。

様々な生活場面で過去の経験に基づいた判断がよくなされますが、「自分の時はこうだったから」とか、「普通は～だ」「～すべきだ」などのように、相手に押し付けてしまうとパワハラやマタハラなどのハラスメントにつながることもあります。自分と相手の価値観は異なっている可能性を前提として、丁寧なコミュニケーションが大切と言えます。お互いに相手の価値観を確認し合う意識を持つことで、認識のズレを防ぐことができます。また、それぞれの人が持っている価値観は変化していくものです。時と場合によって事情が変わるものでもあります。「前はこうだったから」と決めつけず、目の前にいるその人自身と向き合う姿勢が、より良いコミュニケーションを実現する近道と言えます。

また、日々のコミュニケーションの中で、人は無意識に相手の能力を評価してしまっていることがあります。その判断基準には様々な偏った見方が影響しているといえます。偏った判断基準が「できるわけがない」とか、「自分のほうが正しい」といったように、相手の能力を過小に評価したり、自分の能力を過大に評価し、その結果がパワハラにつながってしまうことにもなります。

自分の偏見に気づくための第一歩は、「客観的な事実」と「解釈」を切り分けて物事をとらえる意識を持つことです。そして、「自分にも無意識の偏見があるはず」と意識することで人間関係のコミュニケーションの改善になり、既存の枠組みにとらわれない新しいアイデアの発見につながるようになります。

「パワハラの6類型」を紹介します。パワハラには大きく分けると6通りのタイプがあると言われています。

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことの強制、仕事の妨害）
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

私たちは日々の生活の中で、常にこれらのことを意識しておくことが大切なことであるように思います。

第3回人権講座

開催日：令和6年8月28日（水）

テーマ：ネット社会における部落差別と人権

～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～

DVD「大切なひと」

人権啓発指導員：岡本 潔政さん



（啓発DVDの内容）

現代社会におけるインターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見表明することができるのが特徴です。一方で、インターネット上では他者からの評価が自身の評価と誤認し、部落差別・外国人差別といった偏見や差別を助長するような情報を発信する行為が見られます。ときに投稿者自身も、第三者から誹謗中傷を受けることがあり、現在深刻な人権問題となっています。

インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した許されない行為であると気づく大切さ、差別されている当事者が訴え続けるという負担を強いる社会構造の実態について理解するとともに、差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現を目指すことを目的としてこのドラマは制作されています。

（岡本潔政指導員の講和内容）

今日の学習テーマは「ネット社会における部落差別と人権」です。

ネットの便利な部分はたくさんあります。ニュース、天気、株価などの情報を瞬時に得ることができる、様々な方法で人とつながることができる、誰でも簡単に情報を発信し共有することができる、買い物など自宅にいながら多くのサービスを受けることができるなどです。また、ネットの危険性の部分もたくさんあります。個人情報の漏洩やアウティング、プライバシーの侵害、ネット詐欺などの犯罪の増加、信頼性の低い情報やデマが多い、人間関係が希薄になり孤独感を感じる人が増えているなどです。

次に、部落差別について考えてみます。

令和5年に実施した人権に関する新温泉町民の意識調査では「現在、新温泉町において部落差別はありますか」という問いに30%の人が「ある」と回答し、「人権尊重の社会では許されないことであり早急に解決しなければならない」と60%の人が回答しています。

いったい部落差別とは何でしょう。「部落差別」とは「被差別部落・同和地区などと呼ばれている地域の出身であることやそこに居住していることで、日常生活や結婚・就職などの場面で現在もなお差別されているという日本固有の差別問題であり、何の根拠や理由もない差別であり、人種や性的少数者等の差別とは異なるものです。

部落差別の歴史を考えます。部落差別の起因は仏教思想にあったとされる「穢れ意識」です。「死穢れ」「産穢れ」「血穢れ」が「3大穢れ」と言われており、「穢れは伝染する」とも信じられていました。現在の女性差別も「産穢れ」から起因しています。「部落差別」は、何の違いもない、何の根拠もないという特殊性による理不尽な差別であり、差別をする人がいる限り差別の連鎖が形を変えて続いていきます。

最近では、ネットによる部落差別が多く見られます。同和地区がどこかを暴くサイトや同和地区を撮影して写真や動画を掲げるサイトです。また、被差別部落出身の芸能人や有名人を暴くサイトもあります。

今、インターネット上では差別情報の収集・強化・発信が繰り返され、差別が再生産されているといえます。そして、個人のプライバシーの侵害が日常的に起きているといえます。誤った情報で寝た子は静かに起こされ続け、部落差別がエスカレートしている状況にあります。

私たちは、ネット情報を無批判に受け入れることなく、インターネットへの正しい向き合い方（使い方、モラル、利便性と危険性）や「部落差別の正しい知識」を学び続け、それらをもとに批判的に情報を見つめ、差別情報を見極め、差別情報の発信に気づける人権感覚を養うことが大切です。

そして、部落差別を学ぶことはあらゆる人権課題を解決する社会の実現を目指すことにつながると考えています。

第4回人権講座

開催日：令和6年9月25日（水）

テーマ：同和問題

DVD「芸能と差別～文化を生み育てた人々～」

人権啓発指導員：日浦 智さん



（啓発DVDの内容）

日本の伝統的な芸能である、能、狂言、歌舞伎、文楽、舞踊、漫才、落語、講談、獅子舞、猿回し、曲芸などなど。それらはいったいどのようにして生み出され、今に伝わってきたのでしょうか。

室町時代に活躍した観阿弥・世阿弥親子が洗練させた能は、狂言も加えて民衆の心をとらえ、広い支持を得ていました。彼らは言われなく差別されていましたが、将軍や大名たちの保護を広く受け、武士から庶民にまで愛される日本の代表的な芸能の地位を獲得しました。そして、その後の歌舞伎や人形浄瑠璃などの芸能も、被差別民によって担われていましたが、多くの人たちの人気を博していくと、差別を乗り越えた交流が広がっていきました。

この、DVDは、室町時代から江戸時代後期に至るまでの能、歌舞伎、人形浄瑠璃などを取り上げつつ、現代にも伝わる徳島県の「門付け芸」や富山県の「おわら風の盆」などを実際に取材し、消えかかった芸能を保存、継承してきた方々へのインタビューを取り入れ、いかに芸能が差別を乗り越えて支援した民衆によって支えられ発展し、現在まで継承されているかを学ぶ作品になっています。

（日浦智指導員の講話内容）

現在の日本には伝統芸能と言われているものが数多くあります。「能」「狂言」「歌舞伎」「人形浄瑠璃」「獅子舞」「文楽」「舞踊」「漫才」などです。それらの伝統芸能は、当時の被差別民（エタ・非人）が礎（土台）を築き、民衆が差別を乗り越えて支持・支援したことにより発展し現在まで継承されています。

日本を代表する芸能「能」を完成させたのは「観阿弥・世阿弥」の親子（非人）です。観阿弥は、興福寺の庇護を受けて主に奈良の寺社の祭礼などで「猿楽」を演じて回る一座を率いており、自らも役者として演じていました。「観阿弥」が没し、観世太夫を継いだ「世阿弥」はさらに進化させ能の理論書ともいわれる「風姿花伝」を著しました。これには「能」の修行法や心得、演技論、演出論などがまとめられており、日本最古の演劇論ともいわれています。

現在、銀閣寺の庭園は世界遺産となっていますが、室町時代の庭師の善阿弥、その子どもの二郎、三郎や孫の又四郎の作品です。彼らは河原者（エタ）という被差別の身分ながら、八代将軍足利義政の寵愛を受け、善阿弥が病床に付した際には、義政は使者を遣わして見舞い、高価な薬を届けたともいわれています。

また、重要無形文化財であり、世界無形遺産にも認定されている「能楽」は「能」「式三番」「狂言」の三つの分野に分けられていますが、「能」の「観阿弥・世阿弥」親子のように、「能楽」を世に伝え、今に伝わる芸術にまで高めたのも「河原者」（エタ）たちでした。

芸能の起こりは神事や仏事であり、鎮魂や祝福、浄めなどにその起源があります。そうした芸能が洗練されていく過程で、専門とする人々が現れますが、その多くが被差別民であったことがわかっています。

江戸時代には、幕府は役者等への差別法令を出しました。「役者たちは決められた場所以外に住んではならない」「道を歩くときは編み笠をつけ一般人と交際しない」「河原者であることを自覚する」などです。町中を歩くときは編み笠で顔を隠させました。しかし、民衆は幕府のこうしたやり方を嫌い、役者たちを支えました。豊かな町人は増えた観客を収容する大きな歌舞伎の劇場をつくりました。

このように、差別された人々によって築かれた伝統的芸能は差別を乗り越えた人々によって発展していきました。

現在、伝統芸能には多くの人間国宝が存在しています。歌舞伎の世界では片岡仁左衛門、坂東玉三郎などです。同じルーツでありながら、一方では崇拝される存在があり、片方ではいまだに差別を受けている存在がある。この矛盾を私たちはどのようにとらえればよいのでしょうか。

「差別」は人がします。人は誰もが「差別者」「被差別者」のどちらにもなりえます。大事なことは「ん？これは差別じゃないか？」って気づける感性、考えられる人権感覚ではないでしょうか。

「人権」は決して難しいものではありません。「我がこと」として考え、「正しく知る」ことが人権意識を高め、私たちの幸せにつながっていくものと信じています。

第5回人権講座

開催日：令和6年10月23日（水）

テーマ：お互いを生かし合うための人権

DVD「多様性入門」

人権啓発指導員：中村 勝明さん



（啓発DVDの内容）

企業では今、多様性を尊重することへの重要性がますます高まっています。企業内には以前と比べて多様な価値観、多様な属性を持った働き手が増えており、また、均一な商品・サービスではフォローしきれない多様なニーズが社会に生まれています。

多様性とは、外国人、障がい者、高齢者などの多様な価値を私たちが受け入れることと認識されています。しかし、この作品は、その思い込みに対して一石を投じるものになっています。

このDVDは、多様性とは、ある集団が多様な人を受け入れようという認識ではなく、集団に属するすべての個人がそれぞれに個性を持ち、それぞれの違いをお互いに認め、生かし合うことだということをテーマに据えています。

（中村勝明指導員の講話内容）

今見ていただいたDVDの内容を振り返りながらお話を進めていきたいと思います。

『多様性についてどう思う？』というセリフがありました。多様性とは、ただ単に「外国人を雇用する」「女性管理職が活躍する」「障がいのある人を雇用する」ということではなく、「個人の違いを認め、違いを生かし、お互いが尊重し合う」ことだと思います。

現在、わが町新温泉町には、14か国、203人の外国人の方が生活されています。インドネシア人が75人と最も多く、次いでベトナム人が41人、ミャンマー人が20人、中国人が18人と続きます。私たちは今、多くの外国の方と共に生活しています。

DVDでは、ベトナム人のイエンさんという会社員が『有給休暇を2週間ほしい』と申し出た場面がありました。直属の上司は渋い顔をしましたが、『有給休暇があるのに使えないのはおかしい』『仕事が回るような仕組みが必要』とさらに意見を申し出たところ、所長が『会社ってというのは、こういう新しい力によって変化していくもの』として、彼女の申し出を快諾しました。

このように、社員が多様になればなるほど、考え方や働き方は十人十色で今までの常識を変えるチャンスになります。そして、一人ひとり違うからこそ新しいマニュアル作りが必要だということになります。

また、DVDの中で、若い社員がメールだけで相手の会社の人と仕事のやり取りをしている場面がありました。それに対して上司が『メールでは細かなニュアンスは伝わらないし電話のほうが良い』と助言しましたが、所長が『苦手だからと言って便利なものを否定することはよくない。同じ場所にいなくても顔を見ながらやり取りできる方法がある』とウェブ会議を提案しました。若い社員は『ウェブ会議なら相手の顔も見え、在宅ワークの範囲も広がる』と新たな発見をしました。

そして、『多様性の尊重とはどういうことですか』という場面がありました。その場面では『自分と同じ職場に言葉が通じる外国人がいると安心感がある』『私は日本人だし身体も不自由じゃないし、社会でも会社でも多数派の側にいると思い込んでいた』『多数派・少数派という区分自体に意味がない』『一人一人違う。私も多様な人間の一人』などの言葉が出てきました。

つまり、場所やタイミングが変われば多数派にも少数派にもなりうるということです。違いがあるから、そこには気づきがあるし、新しい力になるのです。

多様性が認められていない社会では、誰もが差別や偏見に苦しみ、本来の自分を殺さなくてはならない。多様性に気づき、認め合うことで人生が豊かになり「誰もが生きやすい社会」になるのです。

最後に、金子みすゞさんの「私と小鳥と鈴と」の詩を紹介します。

『私が両手をひろげても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥は私のように、地面を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴は私のように、たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい』

文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は6講座を開講し、54名の教室生が教養と交流を深めています。

茶道教室

毎月第4土曜日の18時30分から21時まで、テーブル席でお稽古しています。

乙野先生のご指導は、一服のお茶に相手に対する礼儀、思いやりの心を教えてくださいます。そして、美しい所作の一つ一つの意味を教えてくださいます。

小学生から大人まで毎回楽しくお稽古しています。

難しく思わず参加してみませんか。(教室生)



生け花教室

中家先生のご指導の元、花を活かして個性を自由表現する小原流生け花教室です。

花の持つ本来の姿を個人の感性で表現し「魅せられた花の心」を感じ取れば疲れた気持ちが癒され、心が元気になることが体感できます。ひとひらの花材も「見える角度」と「見せる角度」「生ける位置」のわずかな違いで生まれる「空間の波動」にはひと際魅了されます。

毎月1回、第3火曜日にお花大好きな仲間が集まり楽しんでいます。(教室生)



つまみ細工教室

講座は2年目になり、新しい講座生も増え、8名でつまみ細工を楽しんでいます。

今年は季節に合った置物を中心に作成し、家に彩を添えてくれています。

小さなちりめんの布を一つひとつつまんでいき、一つの作品になる楽しみ、達成感を皆さんも体験してみてください。(教室生)



料理教室

講師の指導のもと、地域で収穫された旬の食材を利用して手軽にできる料理を創作して楽しんでいます。

時には、教室生がアイデアを出して希望献立に取り入れていただき、家族の健康を考えながら作っています。

文化会館の年間行事「観月会・文化祭バザー・ふれあい交流会」での料理担当もしています。

料理を楽しみながらレパートリーを広げてみませんか？

気軽に参加をお待ちしています。



着付け教室

浴衣の着付けでは、帯のいろいろな結び方を教えていただき「かわいいね」「かっこいいね」と言いながら、みんなで楽しんでいます。

また、先生が着られている素敵な着物を見せていただくのも楽しみのひとつです。

先生には、毎回とても丁寧に教えていただけていますが、細かいところを忘れてしまうことがあります。そんな時でも、いつも優しく教えていただけるのでとても安心です。(教室生)



焙煎珈琲教室

焙煎教室では美味しいコーヒーを味わうことができます。

今年は男性の方も多く、「毎日家族と一緒に飲みたい」「地域の交流会で飲ませてあげたい」など、目的をもって参加されています。

先生から専門的な知識や焙煎について教えてもらい、コーヒーについての話題で盛り上がり、和気あいあいと毎回楽しんでいます。

次回の教室が楽しみになります。(教室生)



住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、観月会、文化祭、70歳以上の方を対象にしたふれあい交流会です。

住民交流事業

- ふれあい交流会 令和6年2月15日(木)
- 観月会 令和6年9月17日(火)
- 文化祭 令和6年12月8日(日)

ふれあい交流会



2月15日(木)、文化会館の交流事業のひとつ、「ふれあい交流会」を開催し、17名の方に参加をいただきました。

まず、「健康講座」として、新温泉町健康福祉課の中村保健師から「骨折予防でいきいき健康長寿」のテーマでお話を聞きました。

高齢者の骨折の約4割が背骨の骨折であり、その原因は骨粗鬆症である。転倒やしりもちをついて起こることもあれば、くしゃみなどで知らず知らずのうちに起こることがある。多くの場合は痛みを伴わず、自分が骨折していることに気づいていない場合がある。いつの間にか起きている圧迫骨折に早く気づくことが大切である。

圧迫骨折で背中が丸くなると、内臓が圧迫され、食事が低下し、逆流性食道炎になりやすくなる。また、寝返りが打ちにくくなるなどの影響がある。猫背になった、身長が3センチ以上縮んだ、などの症状があると要注意である。予防としては、カルシウム、ビタミンD、ビタミンKなどを摂取する、「骨を支える筋力」をつける、「バランスをとる力」をつけることなどがある。

続いて、美方警察署の大須賀様と前川様から、特殊詐欺と交通安全についてのお話を聞きました。「特殊詐欺」についてのお話では、被害の状況と防止についてのお話を聞きました。

令和5年度は、兵庫県全体での認知件数は過去最多の1,224件、被害総額は過去ワースト2位の19億9000万円であった。美方署管内での被害件数は昨年11月に香美町内で1件、今年に入って新温泉町内でも1件あった。多発している手口は、『医療費・保険金の過払い金がある。いま直ぐ近くのATMで手続きが必要』とか、『携帯番号が変わった。お金が必要。風邪で喉の調子が悪い』など。

防犯ポイントは『電話でお金の話は詐欺と思え』です。不審な電話があったら、すぐに美方警察署まで連絡してほしい。

「交通安全」については、「高齢ドライバーは出会い頭の事故に注意する」、「高齢者歩行者は夕暮れや夜間に注意する」、「身を守るのは安全確認と反射材」などを学びました。

人権学習では、人権啓発DVD『人権入門～日常から考える10のヒント』を視聴しました。

このDVDは日常生活の中に潜んでいる様々な人権課題をとりあげています。「相手の立場で考える」「社会の常識を疑う」「人間 外見だけでは」「それはセクハラです」「肩書って何」など、日常的に私たちが何気なく使っている言葉の中に潜んでいる相手の人権を脅かしている言動に気づかせる内容になっていました。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室生の8名の方々に腕を振っていただきました。

この日の献立は、「鮭寿司」「とんかつ」「グラタン」「コロコロサラダ」「筑前煮」「大根なます」「卵焼き」「ミカン」「すまし汁」でした。大変美味しい食事を提供していただきました。とても、楽しく有意義な交流会になりました。

観月会



文化会館では、毎年、中秋の名月にあわせ観月会を実施しています。今年で12回目の開催になります。文化会館では現在、6教室で54名の教室生が活動していますが、教室生の交流を主目的とした文化会館観月会を9月17日（火）に開催し、30名の方に参加をしていただきました。

午後6時30分に開会した観月会は、人権学習でスタートしました。今年の学習テーマは「お互いを生かし合うための人権」、人権ビデオは『多様性入門』を視聴しました。

お茶席では、「お点前のいただき方」を茶道教室講師にご指導いただき、その後、講師が見守るなか、着付け教室講師に着付けをしていただいた小学校3年生と6年生の姉妹を含む茶道教室生6名の方々に点前をしていただきました。

お点前は「点茶盤にて盆略点前」、茶道具は、茶碗は「兎：鳥獣戯画」「菊の絵」「桔梗の絵」など、棗は「陽斎」作の「春秋」、茶杓は沖縄民芸茶杓、床飾りとして、柳生芳徳寺の橋本紹尚の真筆「清風払名月」を飾り、大変厳かな雰囲気なかでとても味わい深いお茶をいただくことができました。

珈琲席では、焙煎珈琲教室生が、会場内でブラジル、マンデリン、コロンビアの3種の生豆を深入り焙煎し、香り豊かな挽きたての珈琲をふるまってくれました。深入り焙煎は、酸味はほとんどなく苦みに焦げた風味があり大変美味しくいただきました。

生け花は、生け花教室講師に、ノイバラ、パンパスグラス、ケイトウ、ワレモコウの4種の花材を使って初秋を感じさせる作品を活けていただきました。

つまみ細工教室講師には、「満月を背にたたずむ六体地藏」の作品を制作していただきました。

料理教室講師と教室生には十五夜にちなんで、15個のお団子を三宝に積み上げたお月見団子、今秋に収穫された薩摩芋・里芋・栗・稲穂・枝豆をお供えし、お茶席菓子として羊羹、珈琲のお供としてはレーズンケーキを作っていただきました。

この日は、中秋の名月の当日にあたり、雲一つない夜空の中の月を愛でながらの観月会になりました。

教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深め、心が癒えるすばらしいひと時になりました。

文化祭



毎年12月4日から12月10日の一週間は国（法務省）が定めた「人権週間」です。

文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって文化祭を実施しています。

本年度は、12月8日（日）に『第32回人とひとをつなぐ文化会館文化祭』を開催し、約200名の町民の皆さんに参加していただき交流を深めることができました。

文化会館1階ホールには、生け花教室生のアレンジ風生け花が会場を彩り、作品展示では、シーサーの陶芸作品、写真、切り絵、造花、つまみ細工、短歌や自ら作詞・作曲した『君が帰る港町』など多くの作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生手作りの但馬牛を使ったコクのある「カレーライス」と日高昆布でだしをとった「きつねうどん」、そしてもち米を使って、鶏肉やニンジン、シイタケ、タケノコが入ったもちもち感のある「山菜ごはん」を美味しくいただきました。

お茶席では、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生による「点茶盤にて盆略点前」で入れたお茶をととても美味しくいただくことができました。

また、2階大会議室では、焙煎珈琲教室生が、エチオピア、コロンビア、タンザニアの生豆を焙煎した香り豊かな珈琲をいただきました。

「ささゆり・ひまわりの学習体験発表」では、浜坂中学校の4名の生徒が、転地学習で訪れた水平社博物館の様子を、浜坂北小学校の5名の児童が、青い鳥学級との交流会やインドネシアの人たちとの交流会、手話体験などの学習の成果を発表してくれました。

「中学生の人権作文発表」では、浜坂中学校1年生の小林永斗香さんが『多様性を認め合う社会へ』、夢が丘中学校3年生の大谷夏央さんが『平和への願いを伝え続ける』と題してそれぞれ発表しました。

小学生、中学生の発表が会場全体を感動させたすばらしい文化祭になりました。

新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しています。

第1回人権セミナー（こどもの人権）

開催日：7月4日（木）

演 題：幸せってなんだっけ？人にも自分にもあたらない社会をめざして

講 師：島田 妙子さん（一般財団法人児童虐待防止機構オレンジ CAPO）

講師自身が過去に経験されたことや、実母やご兄弟との関わり、恩師への想いなど自分への価値観をととても大切にされているものだと実感しました。誰かと心がつながっていることの大切さを中心に、私たちができることとして、誰も傷つけることなく大切に今を生き抜いていくことの必要性を学ぶことができました。



第2回人権セミナー（障がいのある人の人権）※新温泉町人権を考えるつどい

開催日：8月3日（土）

演 題：障がい者グループホームの意義

～共生社会を障がいのある人とともに創るために～

講師：三田 優子さん（大阪公立大学現代システム科学域 准教授）

一部の弱い人を排除する町は、次は自分が排除されることにもなり得る。自分の家を確保する一つの手段がグループホーム。障がいのある人本人が生活の主役であり、障がいのある人ない人に関わらず、共生社会の実現に向けた貴重な講演会となりました。



第3回人権セミナー（男女共同参画）※参画型

開催日：9月5日（木）

演 題：ジェンダー平等ボードゲームで考えよう！アンコンシャスバイアス

講 師：中村 和子さん（オフィス EEE、男女共同参画アドバイザー）

加東市の女性グループが作成した男女共同参画に関するボードゲームを通して学習を進めました。男女共同参画を考えていく上で、条例や施策を制定することも大切であるが、まずは自分自身の身近にいる方とのかかわりを大切にしたいと話をされていました。



第4回人権セミナー（多文化共生）

開催日：10月3日（木）

演 題：世界に飛び出て見えたもの

講 師：中川 ミミさん（一般社団法人 Be 代表理事）

「意識を変えるためには知識、行動を変えるためには衝動を」とあるように出来ることは限られてくることは多いと思うが、これからも考えることを続けるとともに、多文化共生の実現に向けて、積極的に他者とかかわりを持つことが大切であると話をされていました。



第5回人権セミナー（同和問題、部落差別）

開催日：11月7日（木）

演題：部落差別まだあるの？どこにあるの？なくせるの？

講師：奥田 均さん（近畿大学名誉教授）

同和問題と聞かれると昔あった出来事のように今は全く無縁のようにとらえられているがそうではない。差別の実態を自分の実感で判断してはならないということや時代の変化によって人権課題も多種多様化してきていることを実感することが大切であることを学びました。



第6回人権セミナー（インターネット）

開催日：12月5日（木）

演題：インターネット人権～何気ない投稿から起きる人権侵害～

講師：NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社 篠原 嘉一さん

最近ではSNSを通して、性的被害や闇バイトなどの悪質な被害が若者を中心に発生している。SNSを通して相手にメッセージを送ること、情報を発信するなど私たちがメディアを使用する際には、責任を持って使用すると同時に家族や友人の命を守るための大切さについて学びました。



2 学校教育部会

○主な事業内容

⇒全体研修会、指導者研修会、合同研修会、PTA 教職員合同人権研修会

学校教育部会は、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進することで人権意識の向上に努めます。

【全体研修会 開催日：6月12日（水）】

就学前から高校までの教職員が一堂に会し、年度の学校教育部会の実践方針、事業計画、予算を確認し共通理解を図りました。また新温泉町人権教育事業「ささゆり・ひまわり」の取り組みや歴史・概要について共通理解を図り、その後各部会に分かれて今年度の活動テーマや活動方針について協議しました。



【指導者研修会 開催日：8月23日（金）】

元朝日新聞論説委員の臼井敏男様を講師としてお招きし、部落差別をこえて～取材ノートからをテーマとして講演されました。インターネットにおける情報化が発達すると同時に部落差別と関連付けた課題も多くなっている。同和問題を考える上で一人ひとりがすべきことは何か、差別をしない、差別を許さないことである大切さを学ぶことができました。



【合同研修会 開催日：11月13日（水）】

人権が尊重される学校園づくりを目的とした人権公開授業・講演会を実施しました。人権講演会では照諦山心月院尋清寺住職の高橋美清様を講師としてお招きし、インターネットの利用によって誹謗中傷などの差別だけでなくその他の人権について学ぶことのできる気づきの大切さを学びました。（会場：浜坂中学校）



3 企業部会

○主な事業内容

⇒合同研修会、各種団体・企業等による研修会

企業部会では、「様々な人権課題の解決に向け、職場における」人権について考え、どのように実践していくのか」をテーマとして今年度は「職場のハラスメント」についての合同研修会を実施しました。



4 地域部会

○主な事業内容

⇒人権研究大会、地区交流教育事業、人権教育推進員研修会の実施

地域部会では、差別のない明るいまちづくりの推進を目指し、地域における人権学習の推進や人権教育推進員を対象に研修会を実施しました。また今年度は但馬地区大会並びに県大会（赤穂市）にも参加をし、全体会や分科会で学びを深めることができました。



5 啓発部会

○主な事業内容

⇒町人教啓発広報紙「えがお」の発行、啓発資料等の収集と活用

啓発部会では、人権を尊重した差別のない明るい町づくりを推進するために啓発広報紙を年4回発行し、町人教の活動を中心に掲載し、特集のコーナーやコラム、編集委員のつぶやきなど啓発を行っています。



部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、現在も部落差別があるとしたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて差別の解消に向けた施策を講じる責務があると明記しています。

第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

(参照：兵庫県・兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」)

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律は何を目指していますか

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています

国と地方公共団体の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければなりません

国民の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは何ですか

国、都道府県、市町村、会社、商店などが、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止することです。

具体的にはどんなことが禁止されますか

正当な理由もなく

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない など

「合理的配慮の提供」とは何ですか

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応することです。

具体的にはどんなことを配慮されますか

- ・声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応します。
- ・お金を渡すときに紙幣と貨幣に分けて種類ごとに直接手に渡します。
- ・入学試験において別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を入り口付近にします。
- ・意思疎通のために絵や写真などを活用します など

本人通知制度

原則、本人とその配偶者または直系親族等しか請求できない戸籍謄本、戸籍抄本等をそれ以外の第3者が請求し、自治体が交付した場合、自治体が証明書を交付したという事実を戸籍の本人へ通知してくれる制度です。

戸籍には何が
記載されてい
ますか

氏名、生年月日、戸籍に入った年月日とその理由、実父母の氏名、実父母との続柄、養子の場合は養親の氏名、養親との続柄、夫婦の場合は夫又は妻である旨、他の戸籍から入った場合はその戸籍の表示などが記載されています。

他人の戸籍は
誰でも請求で
きますか

戸籍は、大変重要な個人情報です。戸籍を請求できるのは、本人、配偶者、直系の親族等に限られています。ところが、例外で「弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士」の8業士は法律で他人の戸籍を請求することが認められています。それ以外の人（第3者を含む）が請求する場合は委任状が必要です。

戸籍はどのよ
うな手口で不正
取得される
のですか

- ・実際にあった事例では、悪徳8業士の人間に金銭を渡し、不正取得を依頼するケースが発生しています。
- ・偽の委任状を作成して、第3者が他人の戸籍を取得する危険性があります。

戸籍はどのよ
うな犯罪に利
用される恐れ
がありますか

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

ストーカー・DV被害

住所や家族関係を知られ、ストーカー被害やDV被害を受ける危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座の開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられたり、知らないうちに借金を背負われる等の被害にあう危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用されたり、他人が自分に成りすまして各種届出をしたり、各種証明書を偽造されたりする等の危険性があります。

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和6年度 新温泉町人権標語 優秀作品

やさしさは つながっていくよ あなたから

照来小学校3年 なかい 中井 さや 佐綾 さん

いじめ見て 見て見ぬふりも いじめだよ

浜坂南小学校5年 なかしま 中島 きい 希維 さん

大丈夫？ 声かけしよう まず僕が

夢が丘中学校3年 なかい 中井 えいじろう 栄地郎 さん

いろんな形 個性のパズル つなげて築こう 共生社会

照来小学校PTA きたがわ 北川 ようすけ 陽介 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館

電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和7年2月作成)